

部局名	安全環境部	所属名	環境保全課	所属長名	鈴木 恵佐夫	電 話	483-1151 内線3210
-----	-------	-----	-------	------	--------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	3683		事務事業名称	音・振動環境対策事業					短縮コード	経常	3683	臨時	
予算区分	会計	01	一般会計	款	04	衛生費	項	01	保健衛生費	目	04	公害対策費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他					根拠法令等	環境基本法，騒音規制法，振動規制法，八千代市公害防止条例						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
○騒音規制法・振動規制法の制定をきっかけに，昭和43年から開始。昭和43年，八千代市公害防止条例を制定。騒音規制法・振動規制法・八千代市公害防止条例に基づき，特定施設設置届出，特定建設作業実施届出書の提出，道路交通騒音，振動の測定を始め，カラオケ，拡声器等の騒音の苦情に対処している。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測 ○都市化に伴う自動車交通量の増大，住宅の過密化，人々の生活スタイルの変化に伴う深夜営業等により，騒音，振動レベルが高くなっている。今後も，人々のより快適環境を求める意識の高まりにより，騒音，振動対策への要望は一層強くなると思われる。						総合計画の施策体系	6本の柱（章）	03	第3章環境共生都市をめざして				
							大項目（節）	01	第1節環境との共生・保全				
							中 項 目	01	1. 生活環境				
							小 項 目	01	(1)環境保全対策の推進				
								02	(2)環境監視の充実				
							細 項 目	01	①環境保全計画の推進				
01	①環境状況調査												
実施計画の計画事業													
計画事業の位置付けの有無						☐	計画事業期間		～		計画事業費	千円	

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	騒音規制法・振動規制法・八千代市公害防止条例に規定する施設・作業等からの騒音，振動を発生させる事業者（含む市民）						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成23年度に実際に行ったこと： ・法律，条例で規定する特定施設などの届出審査，防止対策指導 ・特定建設作業の届出審査，防止対策指導 ・各種騒音，振動の測定（道路交通，事業所） ・開発行為，各種事業における審査，防止対策指導 ・苦情処理						
	※平成24年度に計画していること： 23年度に行った内容に加え，地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）により，県知事から市長に移譲される次の事務を実施する。 ・騒音規制法，振動規制法及び環境基本法に基づく地域の指定及び規制基準の設定等						
意図 （何を狙っているのか）	騒音・振動の発生を未然に防止する。基準を超える騒音・振動発生源に対し，騒音・振動の低減を図る。						
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外						
区 分			単位	22年度	23年度		24年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	苦情受付件数	件	33	30	50	40
	指標2						
	指標3						
活動指標	指標1	苦情対応件数	件	33	30	50	40
	指標2	騒音，振動の測定数	回	5	10	4	10
	指標3						
成果指標	指標1	苦情処理件数	件	33	30	50	40
	指標2	騒音，振動の測定数	回	5	10	4	10
	指標3						
上位成果指標	指標1						
	指標2						
	指標3						

コード	3683	事務事業名称	音・振動環境対策事業				所属名	環境保全課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			国や県の研修等に参加し、測定技術や知識の向上を図っていく。 また、平成２４年度以降は、第２次一括法により、権限が県知事から市長に移譲された自動車騒音の常時監視業務を法令に基づいて実施していく。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☒ その他							
	☐ 廃止・休止							
	☐ 事業完了							
☐ 現状のまま継続								
⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			当該事業は、感覚的な問題が多いために成果の評価が困難である。 しかし、近年多様化する苦情に対し、職員の測定技術や知識の向上、さらには測定機器の整備が成果向上には欠かせない。		
			削 減	不 変	増 加			
	成 果	向 上	☐	☐	☐			
		不 変	☐	☒	☐			
		低 下	☐	☐	☐			

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
○市議会において、自衛隊航空機騒音対策を求める意見があった。市民からは、カラオケ、深夜営業、事業所、拡声機、建設工事、道路交通、航空機等から発生する騒音，事業所，建設工事，道路交通等から発生する振動について苦情が寄せられている。市内事業所から，国際標準化機構のＩＳＯを取得する為に騒音・振動対策の相談がある。									

所属長コメント	騒音・振動を発生する各種設備においては、近年低騒音型・低振動型といった低公害型が主流となり、従来に比べるとだいぶ音・振動環境は改善されつつあると思われるが、ライフスタイルの変化に伴う騒音の多様化・長時間化とこれに静穏な環境を求める環境意識の高まりが相まって、今後も騒音・振動に対する行政需要は大きくなると考える。快適な音環境の確保のため、引き続き当該事業を継続する。								
評価調整委員会評価	☒ 改革改善して継続			騒音・振動測定技術の人材育成については、課題を解決して推進すること。また測定機器の整備には費用対効果について検証したうえで推進すること。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☒ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☐ 現状のまま継続									